

(別表3)

【医療施設等施設整備費補助金】

1 国庫補助事業	2 種目等	3 構造別	4 物価高騰を反映した単価	5 現行の交付要綱上の単価	6 基準面積	7 補助率
1へき地診療所施設整備事業	一般地区	鉄筋コンクリート	484,000円	198,300円	(1) 診療部門 ア 無床の場合 160㎡ イ 有床の場合 ア 5床以下 240㎡ イ 6床以上 760㎡ (2) 医師住宅 80㎡ (3) 看護師住宅 80㎡	2分の1
		ブロック	214,000円	172,500円		
		木造	355,000円	198,300円		
	離島豪雪地区	鉄筋コンクリート	484,000円	212,200円		
		ブロック	214,000円	185,400円		
		木造	355,000円	212,200円		
2過疎地域等特定診療所施設整備事業	一般地区	鉄筋コンクリート	484,000円	198,300円	(1) 診療部門 160㎡ (2) 医師住宅 80㎡ (3) 看護師住宅 80㎡	2分の1
		ブロック	214,000円	172,500円		
		木造	355,000円	198,300円		
	離島豪雪地区	鉄筋コンクリート	484,000円	212,200円		
		ブロック	214,000円	185,400円		
		木造	355,000円	212,200円		
3へき地保健指導所施設整備事業	一般地区	鉄筋コンクリート	484,000円	198,300円	(1) 指導部門と住宅部門との併設の場合 120㎡ (2) 指導部門のみの場合 70㎡ (3) 住宅部門のみの場合 50㎡	3分の1 (ただし沖縄県にあっては2分の1)
		ブロック	214,000円	172,500円		
		木造	355,000円	198,300円		
	離島豪雪地区	鉄筋コンクリート	484,000円	212,200円		
		ブロック	214,000円	185,400円		
		木造	355,000円	212,200円		
4研修医のための研修施設整備事業	一般地区	鉄筋コンクリート	484,000円	295,100円	(1) 新築の場合 研修医数×30㎡ (ただし、1,000㎡を限度とする。) (2) 増築、改築の場合 新築の場合に準じて算出した面積 (ただし、既存面積と増築、改築面積との合計面積は、新築の場合に準じて算出した面積を超えることはできない。)	2分の1
		木造	355,000円	295,100円		
5臨床研修病院施設整備事業		鉄筋コンクリート	484,000円	295,100円	基準面積500㎡	2分の1
		ブロック	214,000円	258,500円		
6へき地医療拠点病院施設整備事業	病棟	鉄筋コンクリート	484,000円	264,400円	(1) 診療部門 1,000㎡ (2) 医師住宅 1戸当たり 80㎡ (ただし2戸を限度とする。)	2分の1
		診療棟	鉄筋コンクリート	484,000円		
	医師住宅	鉄筋コンクリート	484,000円	198,300円		
		ブロック	214,000円	172,500円		
		木造	355,000円	198,300円		
7医師臨床研修病院研修医環境整備事業	一般地区	鉄筋コンクリート	484,000円	294,800円	研修医数×20㎡	3分の1
		木造	355,000円	294,800円		
8離島等患者宿泊施設施設整備事業			651千円	352千円	室数×40㎡ (ただし、8室を上限とし、かつ、改修の場合は厚生労働大臣が必要と認めた額とする。)	3分の1
9産科医療機関施設整備事業	診療部門	鉄筋コンクリート	484,000円	264,400円	(1) 診療部門 194㎡ (2) 宿泊施設 室数×40㎡ (ただし2室を限度とする。)	2分の1
		木造	355,000円	264,400円		
	宿泊施設	鉄筋コンクリート	484,000円	294,800円		
		木造	355,000円	294,800円		
10分娩取扱施設施設整備事業	分娩室、病室、入所室等	鉄筋コンクリート	484,000円	264,400円	(1) 分娩室、病室、入所室等 194㎡ (2) 宿泊施設 室数×40㎡ (ただし2室を限度とする。)	2分の1
		木造	355,000円	264,400円		
	宿泊施設	鉄筋コンクリート	484,000円	294,800円		
		木造	355,000円	294,800円		
11死亡時画像診断システム等施設整備事業		1施設当たり (1) 死亡時画像診断室整備の場合	69,903千円	42,621千円	-	2分の1
		1施設当たり (2) 解剖室整備の場合	173,495千円	105,782千円		
14院内感染対策施設整備事業		1室当たり	29,420千円	15,724千円	-	3分の1
15新興感染症対応力強化事業(協定締結医療機関施設整備事業)		病室の感染対策に係る整備1室当たり	29,420千円	14,546千円	-	3分の1
		病棟等の感染対策に係る整備対象面積1㎡当たり	484,000円	239,300円	-	2分の1
		個人防護具保管施設の整備対象面積1㎡当たり	484,000円	239,300円	-	

- (注) 1 第4欄に定める単価は、当該事業における支給額を算定する際に、限度となる単価である。
2 実際の建築単価が第5欄に定める現行の交付要綱上の単価を下回るときは、当該給付金を支給しない。
3 実際の建築単価が第4欄に定める物価高騰を反映した単価を下回り、かつ第5欄に定める現行の交付要綱上の単価を上回るときは、当該建築単価を限度とし、当該建築単価と第4欄に定める物価高騰を反映した単価との差額により支給額を算定するものとする。
4 実際の建築面積が第6欄に定める基準面積を下回るときは、当該建築面積を基準面積とする。